

本日の協議事項

1 小中学校の適正規模の基準

現行

小学校

1 学年平均 2 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

中学校

1 学年平均 4 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

改定案

小学校

1 学年平均 2 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

許容範囲 9 学級から 2 1 学級

中学校

1 学年平均 4 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

案 1 許容範囲の下限 6 学級

案 2 許容範囲の下限 9 学級

※許容範囲

許容範囲の学校は、児童生徒数の推移を注視していくこととし、許容範囲内にとどまっている限り、具体的な検討は行わない。

○小学校の許容範囲

- ・ 半分の学年でクラス替えが可能な 9 学級を下限とする。
- ・ 施設利用や安全確保の面から、適正規模の上限より 3 学級増までを上限とする。

国の手引

【 7 ～ 8 学級：全学年ではクラス替えができない規模】

今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6 学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【 9 ～ 1 1 学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

○中学校の許容範囲

(6学級の場合)

- ・人間関係が固定化しないよう、クラス替えが可能な6学級を下限とする。

(9学級の場合)

- ・多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能な9学級を下限とする。

国の手引

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

2 適正規模・適正配置の検討対象校

現行

平成26年度の推計値でも適正規模への回復が見込めない学校を適正規模に向けての検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方にに基づき、適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

改定案

- ・小規模校である期間が3年以上続き、通学区域の端から隣接する学校までの距離が、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内であり、かつ、今後の推計値においても許容範囲への回復傾向が見られない場合。

- ・大規模校である期間が3年以上続き、今後の推計値においても許容範囲への回復傾向が見られない場合。

- ・小規模の小学校にあつては、単学級で15人を下回る状態が3年以上あり、その状態が3年以上継続し、今後の推計値においても回復傾向が見られない場合。

- ・一つ目の条件（小規模校である期間が3年以上で距離要件の記載があるもの）は、主に市街地における小規模の学校を想定している。
- ・三つ目の条件（単学級で15人を下回る状態が3学年、3年継続の記載があるもの）は、主に中山間部にある小規模の小学校を想定している。

3 小中学校の適正配置の基準

現行
記載なし

改定案（新規）

- ・ 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校でおおむね4 k m以内、中学校でおおむね6 k m以内。これを超える通学距離を有する児童生徒に対しては、スクールバス等の多様な交通手段の導入を検討。
- ・ 通学時間については、小学校、中学校ともに1時間以内。

※通学距離・通学時間

- ・ 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に準じている。
- ・ 小学校 通学距離は、おおむね4 k m以内の範囲にある。
- ・ 中学校 通学距離は、おおむね6 k m以内の範囲にある。（別紙参照）

4 適正規模・適正配置推進の方策

現行
(1) 通学区域の見直し (2) 学校の統合 (3) 学校選択制（廃止）

改定案

- (1) 通学区域の見直し (2) 学校の統合
- (3) 義務教育学校への移行

以下のいずれかの条件に当てはまる場合は、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得ながら、義務教育学校への移行について協議を行うこととする。

- ・ 小規模の小学校同士が隣接しており、進学先の中学校には、隣接する小学校以外の小学校からの進学がなく、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合
- ・ 小規模の小学校と小規模の中学校が隣接しており、その校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

- ・ 通学区域の見直し、学校の統合に加え、義務教育学校への移行の3つの方策を用いて、適正規模・適正配置の推進を図っていくことを想定している。